

ニュースレター



53号

2026. 1. 20



はじめに

NPO法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

新年あけましておめでとうございます。
新しい2026年が皆様にとって幸多き一年になりますように祈念いたします。

家庭的保育事業が子ども・子育て支援制度により認可事業となってもまもなく11年が経とうとしています。振り返ってみると、認可事業となり最初の取組は自園調理、嘱託医の設置、連携施設との交流も始まりました。2018年の改定保育所保育指針では、まさに家庭的保育の対象年齢である、乳児・1歳以上3歳未満児の保育の意義が明確化されました。待機児童数が2019年には26,000人以上となり、保育は「量の拡大」が最優先課題となりました。その後、2020年から2023年頃にかけては新型コロナウイルス感染症が全国的に広がり、人との距離を保ちつつ、迷いながらの保育をせざるを得ない状況が続きました。

そして2023年4月「こども基本法」の施行、こども家庭庁が創設されました。目指しているのは、すべてのこどもが心身ともに健やかに暮らせる「こどもまんなか社会」です。そのための保育政策として「保育の量の拡大」と「質の高い保育」が掲げられていましたが、待機児童の解消が進む一方で、人口減少も進む中、今後の新たな方向性としての3つの柱は「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」「全てのこどもの育ちと子育て家庭

を支援する取組の推進」「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」です。

特に子どもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組は重要で、家庭的保育が子ども一人一人に寄り添う手厚い保育であり、また子育て家庭に対してもそれぞれの家庭に柔軟に対応できる保育であることは、子ども・子育て家庭の支援に果たす役割は大きいと思います。それは、昨年実施したアンケートで保護者の声からも実証できました。今年は、いよいよ「こども誰でも通園制度」が本格的に全国で始まります。更に家庭的保育を広く伝え、積極的に活動していきましょう。

先日、長く当協議会の理事であった小山修先生から協議会へご寄付をいただきました。小山先生は「家庭的保育は質の高い保育であること。それを伝えていってください。この思いは、庄司順一さんの思いでもあります。」と仰いました。子どもの最善の利益のために養育環境を考え続けられた小山先生、家庭的保育を理解し大きな支えとなってくださっていた庄司先生、先生方の家庭的保育への思いに心から感謝するとともに心温まる激励をいただきました。多くの方に支えられている家庭的保育です。これまでより更に質の向上を目指して、大いに力を発揮していきましょう。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

- ◆1P はじめに
- ◆2~4P 国の動き(子ども・子育て支援等分科会他)
- ◆5P いっしょにあそぼ! 報告
- ◆6~7P こども家庭庁 講演会 開催報告
- ◆8P 私の保育

- ◆9P はじめの一步
- ◆10P おすすめ絵本
- ◆11P オンライン新情報連絡会開催報告
- ◆12~14P 事務局からのお知らせ

国の動き②



NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長 水嶋昌子
副理事長 長田京子
理事 後藤亜希子・和田朝美

子ども・子育て支援等分科会

第12回子ども・子育て支援等分科会が令和7年10月20日(月)にこども家庭庁14階共用大会議室で対面及びオンライン併用で開催、第13回子ども・子育て支援等分科会は令和7年12月23日(火)持ち回り開催にて行われました。詳細は、以下のURLを参照。

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate

【第12回子ども・子育て支援等分科会 議題】

- (1) 令和8年度概算要求について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について
(3) 公定価格について

○本協議会からは、下記の2点について発言しました。

資料1 令和8年度予算概算要求について、こども誰でも通園制度の利用が普及すると、様々な時間帯に短時間の保育者が必要になる可能性があるため、柔軟な対応ができるようにしていただきたい。また、定員割れが起きても、保育者の雇用を守り、経営を持続できるような体制の確保を切に望む。

資料2 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について、令和7年4月よりこども誰でも通園制度(一般型)を実施しているが、同じ施設を最低でも週1回、2～3時間利用できるような状況がこどもにとってもよい影響をもたらすのではないかと考える。

【第13回子ども・子育て支援等分科会 議題】

- (1) 公定価格について (2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について
(3) 満3歳以上限定小規模保育事業の運営基準について (4) 幼保連携型認定こども園設備運営基準等の改正について (5) 過疎地域における包括的支援体制の整備について

○本協議会からは、下記の2点について発言しました。

議題(2) こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について、運営面からいつでも対応できるように担当職員を配置する難しさがある。一人一人異なるこどもの育ちに柔軟に寄り添い、その都度判断する力量が必要とされるため、法人の方針を理解し、豊かな経験を積み重ねることが必要である。また、業務内容に鑑み、利用のあるときのみ担当者が配置される状況では、責務が大きすぎる。

本格実施にあたり、運営実態等について今後も引き続き調査し、安定した運営ができるようにしていただくことが必要。家庭的保育のように小規模の保育形態ほど本制度の利用のしやすさがある一方で、運営については子ども一人に対する公定価格が影響しやすいことから厳しい面もある。そういった保育形態も踏まえて検証を続けていただきたい。

議題(5) 過疎地域における包括的支援体制の整備について、いろいろな形態の施設や事業所が、地域の中で子育て家庭に寄り添い、子育て家庭が孤立することなく地域資源を活用できることが望ましい。家庭的保育や小規模保育施設は、子どもの人数が少なく家庭的な雰囲気の中で過ごせる良さ、規模が大きい施設には専門職が多くいる安心感や設備・備品や外遊び環境の充実など、それぞれの良さがある。地域にあるさまざまな社会資源をどのように生かし、手を取り合うか等の討議が可能になる会議体を作り、縦だけではなく、横のつながりを持っていくことを期待したい。

(長田)

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第2・3回）

令和8年4月からの本格実施に向け、第2回検討会は2025年10月10日（金）オンライン開催、第3回検討会は2025年12月19日（金）に、こども家庭庁共用大会議室で対面及びオンライン併用で開催されました。

第2回検討会では、令和7年度の実施状況、スケジュールや自治体へのフォローアップなどの準備状況、こども誰でも通園制度の研修について報告があり、令和8年度以降の利用可能時間、運営基準等、公定価格・利用料などについて議論されました。

第3回検討会は最後の検討会であり、取りまとめのためにこれまで議論されてきたことを踏まえ、令和8年度以降の制度の在り方として、①利用可能時間、②公定価格・利用料、③本制度用の新たな研修の創設、④手引き、総合支援システム等について、また、実施後の中長期的な課題について議論されました。公定価格については、表に示すように加算される項目も新設され単価も増額しています。

こども誰でも通園制度の公定価格について 第3回検討会 資料4参照

基本分単価	こども一人1時間当たり	0歳児：1,700円	1・2歳児：1,400円	※利用料標準：300円
加算分単価	1 障害児加算（1時間当たり単価600円）			
	2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）			
	3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）			
	4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）			
	5 生活困窮家庭等負担軽減加算			
	（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）			
	6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））			
	7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）			
	8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）			

いよいよ本格実施が全国で始まります。この制度の目的である「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ために誰でも、どこでも安心して利用できるように地域、施設による格差がないようにすること、また、こどもの育ちを社会全体で応援するためにも、対象となるこどもが効果的に利用できるようするためにも引き続き周知を図ること、市町村においては効果的に利用されるように支援をお願いしたい、この3点を発言しました。

詳細は、URLでご確認ください。 <https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuen-kentokai>

参考資料（動画、QandA等）も随時追加されています。

（水嶋）



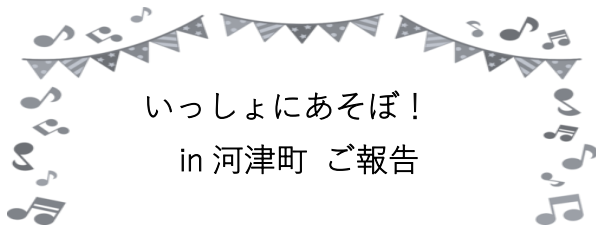
保育人材確保懇談会（第3回）

2025年10月29日（水）こども家庭庁大会議室で対面及びオンライン併用によって開催されました。最初にこども家庭庁・文部科学省から働きやすい職場環境づくりや新規資格取得と就労支援の促進、離職者の再就職や職場復帰の促進、職業の魅力発信事業を進めていることなどの説明があり、保育者養成校の学生4名がそれぞれ子どもと接する中で保育の魅力を感じると共に自分も成長ができるなど事例も

詳細は、URL をご覧になってください。<https://www.cfa.go.jp/councils/hoikujinzai/c0ealf3d>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(和田)



静岡県河津町 ぽんぽんやまのおうち
鈴木 雅孔

開催日時：2025年10月26日（日）9：50～11：50

場所：河津町地域子育て支援センター「かわづっこひろば」

参加人数：0歳児2名 1歳児8名 2歳児5名 3歳児以上14名
(河津町22組 下田市3組 南伊豆町1組 他県3組 総勢90名)



開催の経緯

河津町では、子どもの減少が著しく、保育園と幼稚園が来年度からはこども園となることになっています。家庭的保育としては、河津町でどのような立場で保育を行い、子どもたちを預かっていくことができるのか、日頃から3事業所の家庭的保育者が話し合ってきました。町の転機に「いっしょにあそぼ！」を通じて家庭的保育の良さを、そして家庭的保育とはどのような保育なのかということを、河津町をはじめ近隣の市町の方にも知っていただきたいと思います、開催しました。

積木のコーナー

和久洋三先生の考案した積木、木のおもちゃなど親子で一緒に作って触れて自由に遊びました。積木を高く積み上げることを楽しんでいるお父さんもいて、子どもたちがお父さんの応援をして、とても盛り上がりしました。



トンネルくぐりコーナー

箱に穴をあけ、その穴の中に100均で売っているポールを差しこんで作りました。



ポットン落としコーナー

単純な遊びですが、指先を使い、穴のなかに入れていく遊びは、集中力がなければできません。遊びに来てから30分以上も離れず繰り返し遊ぶ様子に、保護者の方も驚かされていました。身近にあるもので、手作りできるおもちゃの紹介にもなりました。



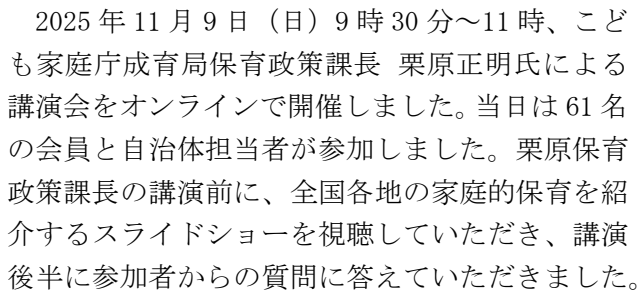
お料理ごっこコーナー

アンケートの結果一番人気は、お料理ごっこでした。卒業した小学生がお店屋さんを担当し、お料理を選んでもらいます。トングが使える子は、自分でお皿に盛りつける遊びもでき、とても楽しかったようです。今回イベントスタッフとして、卒業した子どもたちや保護者も協力してくださいました。

2時間という短い時間でしたが、たくさんの方が遊びに来てくださり、とても賑やかで楽しい時間となりました。最後に手遊びとプレボーを使い、手をたたいたり歌を歌ったりしながら盛り上がり、イベントを締めくくることができました。



町議会議員・県議会議員の方の参加と伊豆新聞の取材もありました。また、農協テレビで後日放送してくださるなど、多くの方にも知っていただくことができました。家庭的保育を始めたいという下田市の方もスタッフとして参加でき、いっしょに準備、開催することができました。きめ細やかな保育や保護者とのつながり、卒業した子どもたちの成長を見守り続け、見届けることのできる家庭的保育を感じていただけたと思います。



栗原保育政策課長の講演概要
－保育政策のこれから－

こども家庭庁の動向や家庭的保育に期待したい
事などについて話をしたい。貴重な機会をいただ
いたので、お互いの理解を深めていきたい。

2023年5月にこども家庭庁が創設され、昨年の夏に保育政策課長になり、こども家庭庁と共に歩んできた。「こどもまんなか」ということで、こども一人一人の権利を主体としてとらえ、そのこどもの育ちや暮らしをどうしていくかというところに注力していくことが明確に法律やさまざまな取り組みにも位置づけられるようになった。こども政策を国の政策の1丁目1番地において、政策的な資源を費やして頑張っていく。

産まれる前から若者まで、社会に出る前にどれくらいサポートできるか。こども家庭庁がなかった時には、取り組めなかった全てのこどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）を社会全体で支えていく。社会と繋がる場所をたくさん作っていく。

また、今までは親の状況が入所の判断となっていたが、全てのこどもの育ちを保障する意味で、こども誰でも通園制度という制度を設けている。

今このタイミングで少子化対策を行っていかないと人口が急激に減ってしまう。子育ては楽しい、家庭を持つことは素晴らしい、子育てや結婚は大変ではないという環境を整えていく。

保育政策の新たな方向性として、令和 7 年度から令和 10 年度末を見据えた 3 つの保育政策として、1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保、2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進、3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善を軸に推進していく。

いよいよ質を前面に出して取り組んでいく時。人口減少が進む中で、各地域でどうやって保育の機能・子育て支援の機能を維持していくか、注力していかななくてはならない。こどもの育ちにプラスになるような関わり方を高めていく議論が始まっている。質を語る前のベースになる安全性の部分では虐待の通報義務が 10 月から施行されている。このことにより、現場で萎縮することなく保育ができるように虐待の判断のプロセスを示させていただいている。

来年度からいよいよ全国で実施することも誰でも通園制度をベースに全てのこども・子育て家庭のサポートを広げていく。こども誰でも通園制度検討会では、初回面談は必ず行うことやへき地でもできるようにするなど議論をしている。

家庭的保育は、家庭的な雰囲気の中で保育をすることが強みだと思っている。こどもたちや子育てが家庭に対して、非常にきめ細やかな対応ができる、していただいていると思っている。これからは、単に働いている親御さんのこどもを預かるのではなく、様々なこどもや家庭がある中で、個々にどのように丁寧に対応していくのが非常に重要になる中で、皆さんが果たしていただいている部分は非常に大きいのではないかとと思っている。いろいろ大変なことも多いと思うが、一緒になって頑張っていければと思う。

講演に続き 40 分の質疑では、参加者から積極的な質問や意見が出て、一つ一つ丁寧に答えていただきました。質疑応答にたくさんの時間を取っていただいたことに感謝しております。

(石橋・西村・長田・松井)

こども家庭庁 講演会の感想



山形県長井市 家庭的保育ルームひよっこ
鈴木 亮子

「保育政策のこれから」という題でこども家庭庁の講演会があり、参加させていただきました。

10分前に全国の家庭的保育の様子のスライドショーがありました。皆さんどんな感じなのか楽しみでした。所変れば保育の様子もその地域ならではの特色が見られたり、全国の皆さんの頑張りが伝わり、励まされました。

こども家庭庁の講演は、短時間で資料 111 枚の話を網羅するスピード感あふれるものでした。その中で、国の意図が「こどもまんなか」ということが、どの子ももれなくという点で、未就園児のための「誰通」であったり、障がい、医療的ケア児、虐待、全ての子どものためにというスタンスに基づいているということを感じました。

その後の質疑応答の時間も、他の家庭的保育者の話も参考になりました。「こどもまんなか」を実現するためにも、自治体によるだけでなく、家庭的保育を持続可能にする助けも国から頂けると幸いです。



沖縄県宮古島市 COSMIC 保育園
砂川 香名子

子ども家庭庁の講話に、沖縄から初めて参加させて頂きました。

国の機関ということもあって、緊張気味で参加したのですが、登壇された課長さんは、とても柔らかいお人柄で、意見交換会では、自治体では回答しきれなかった質問等にも丁寧に回答していただき、国の方針や現状を理解することができました。会の中で、全国各地の会員の皆様の運営ノウハウや抱える課題、厳しい現状なども聞くことができ、沖縄との違いや、今後直面するであろう問題、解決にむけた取り組みなど、今後の運営を考える上でとても勉強になり、本当に参加して良かったと感じました。

少子化の加速などにより保育を取り巻く環境が日々変化し、厳しい運営を迫られていますが、これからも家庭的保育の素晴らしさを社会に認知してもらえるように頑張りたいと思います。

情報共有や学びの場の提供をして下さっている
家庭的保育全国連絡協議会の存在は本当に有り難
く、運営に携わっている皆様には感謝しかありま
せん。



2025 年度家庭的保育現任研修 実施報告



2025 年度家庭的保育現任研修について報告します。

講座6「子どもを性暴力から守るために 一保育事業者に求められること一」は保育園を考える親の会顧問の普光院亜紀先生に担当していただきました。普光院先生は国で行われているこども性暴力防止法施行準備検討会や関連する調査研究の委員でもあり、法律が制定された背景、子どもへの性暴力の内容、男女を問わず加害の可能性があることに触れると同時に、性暴力が子どもの現在・未来に深刻な悪影響を及ぼすことを説明の上、今後家庭的保育事業で必要になる手続等についても話し下さいました。

参加者からは、「わかりやすく話してもらって理解が進んだ」、「子どもの人権を尊重することを更に意識して保育していきます」などの感想が寄せられていました。(研修事業部)



事業主 はじめの一步②③

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所へ通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることは皆さんもご存知のことと思います。

家庭的保育事業については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第12条に、「家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」と虐待等の禁止が規定されていましたが、通報義務等の仕組みは設けられていませんでした。これは保育所等の通所施設についても同様で、児童養護施設等の入所施設のみに通報義務が規定されていました。しかし、保育所等でも虐待等の事案が発生していることから、児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待の通報義務等が2025年10月1日より施行されていますので、改めてその内容を確認しましょう。

★保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、以下の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

★もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、他

虐待の発見者（職員、保護者、一般市民等問わず該当）には通報義務があり、各自治体が設けている通報窓口へ通報します。この際、匿名で通報することも可能で、発見・通報した人の秘密は守られます。さらに、職員が通報した場合、通報したことを理由に解雇など不利益な取扱いを受けないことが定められています。

このようなことを職員間で確認すると共に、各保育施設で虐待に相当する事案が発生しないようにすることも重要です。2025年8月にこども家庭庁より発行された「保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」には、虐待に係る判断プロセスとして判断の指標や具体例があげられています。また、「2 保育所等における対応」として、(1) より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等、(2) 虐待等に該当するかどうかの確認、(3) 市町村等への相談、(4) 市町村等の指導等を踏まえた対応、(5) さらにより良い保育を目指す、があげられています。

ぜひ職員全員で確認いただき、日頃の保育を振り返る機会にしていきたいと思います。より具体的な内容については下記資料を詳しく参照したり、各自治体担当者にお問合せください。

<参考資料>

こども家庭庁「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」

こども家庭庁「保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」



(稲垣裕子)

東京都東久留米市

佐々木家庭保育室 佐々木 真弓

補助者 藤井 由美子

同 佐々木 里枝



おすすめ絵本

子どもたちは、絵本が大好きです。お昼寝時や遊びの中で「これ読んで」と持ってくる絵本は、車や電車、恐竜の図鑑、自分たちの興味のある絵本なので、名前を覚えたり、質問したり、集中して見たり聞いたりしています。

お集りの時に読む絵本は、保育者の選んだ季節や行事に合わせ、鮮やかな色彩の絵本やストーリー性のある夢の絵本を読みます。

一方で子どもたちは、その絵本の主人公になりきり、物語の中に入っていきます。魚でしたら海に潜り自由に泳ぎ、鳥でしたら青空をのびのび飛ぶ。想像力を膨らませ夢の世界へ。そして表現遊びに発展して行きます。

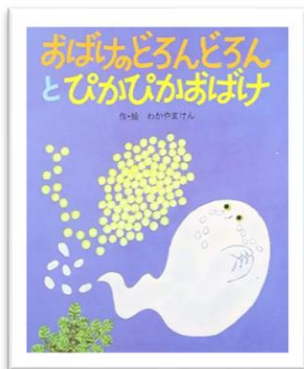
保育者や保護者の声も愛情表現の一環を担い、子どもたちとの安心感や信頼感も深まります。良い絵本を沢山読んであげたいと思っています。



「はなをくくん」 ルース・クラウド作 福音館書店

四季の移り変わりは、言語では伝え切れません。モノトーンの色で、冬から春へ季節は移ります。動物たちになりきって鼻をくくん・・・最後はどんな展開が待ち受けているのでしょうか？ 大きく想像力を膨らませてみてください。

(佐々木 真弓)



「おばけのどろんどろんとぴかぴかおばけ」 わかやま けん作 ポプラ社

とてもかわいらしい絵で、どろんどろんの世界に引き込まれます。どろんどろんがぴかぴかおばけをコウモリから守ってあげる、その方法がとても素晴らしいです。何度でも読みたくなる子どもたちの大好きな一冊です。

(藤井 由美子)



「ぐるぐるカレー」 矢野 アケミ作 アリス館

「まあるいかたち」からお鍋をイメージして“しゃくしゃく”“くにゅくにゅ”楽しいオノマトペで料理をしていく、ごっこ遊び感覚の絵本です。皆で手をぐるぐるぐる回したり、手遊びのカレーの歌に発展させたり、給食がカレーの時は必ず読んでいます。

(佐々木 里枝)





オンラインで情報交換しませんか！！



2025 年度最後の新情報連絡会を開催します。

今回は、「こども誰でも通園制度」について、先行して実施されている4名の方々に実践報告をしていただき、それを基に参加者全員で質問や意見交換などをして、2026 年度の本格実施に向けて考える会にしたいと考えます。多数の皆様のご参加をお待ちしています。

開催日時:2026 年 2 月 8 日(日) 10:00～11:15

「申込方法」 件名に【2 月新情報連絡会】と入れ

本文に：1. 氏名 2. 会員番号 3. 保育室のある市町村名 4. メールアドレス 5. 連絡のつきやすい携帯番号 をご記入の上、お申し込みください。

★ 申込者には開催が近づいたら、招待状とつなぎ方の案内をお送りします。

「申込・問い合わせ先」 info@familyhoiku.org

新情報連絡会開催報告



◆新情報連絡会(2025 年 10 月 19 日(日)11:40～12:50) 参加者 18 名

共通テーマを設けず、日頃抱えている悩みや問題、研修内容について等、各グループごとにテーマを決めて話し合いました。また、現任研修に引き続きの開催となったため、初参加の方も増え、新情報連絡会の事を知ってもらう良い機会になりました。

1. 話し合いの内容 ・性暴力防止のため、各施設で取り組んでいる対策、定員割れの問題、5 歳児健診について、等が話題として出ました。
2. 参加者の感想 ・研修後の開催であったため、参加しやすかった、研修での感想等も交換できて良かった。
・いち早く新しい情報を知ることができ、新情報連絡会に参加して良かったと思う。
・初参加の方もいて、困りごとを話す事で解消につながれば良いと思った。
・日常の子どもの様子を聞き、とても励みになった、身近な情報交換が参考になり、嬉しい。

(大江由香・森永三奈・清水佳恵)



お知らせ

もっと知りたい家庭的保育！ パンフレット・リーフレットを改定

家庭的保育事業の普及啓発のためのパンフレット・リーフレットは、2009 年、独立行政法人福祉医療機構の子育て支援基金により、家庭的保育普及啓発事業の一環として作成し、制度が大きく変わることを機に 2014 年に改定しました。今回の改定までに少し時間が開いてしまいましたが、当時とはいろいろと状況が変わったこともありますので、写真や体裁はそのままだが、内容を見直し、2026 年改定版を発行しました。



NPO 法人家庭的保育全国連絡協会のホームページ (<https://familyhoiku.org>) のトップページから、出版物のご案内を選ぶと、2026 年版のパンフレット、リーフレットがダウンロードできますので、ご活用ください。プリンターで出力し、冊子が作れるようにしてあり、その説明も同じところで見いただけます。ぜひご活用下さい。

事務局からのお知らせ

◆年会費振り込みのお願い

年会費の振込み時期が変わりました！これまで次年度の会費納入は2月末日を締め切りとしていましたが、昨年から1月末日に変更させていただいております。お間違えのないようお願いいたします。

★年会費（2026年4月1日～2027年3月31日）の振り込みをお願いします。

★特に「団体保険」に加入されている正会員の方は必ず1月末日までに振り込んでください。

★振り込む時は必ず会員番号を入れ、個人名で行ってください。（保育室名での振り込みは、確認が難しいのでご注意ください）振り込み先も再度お確かめ下さい。

正会員 8,000 円

※必ず会員番号を入れ個人名で振り込んでください。

期日 2026年1月30日（金）まで

準会員（4,000 円）賛助会員（2,000 円）の方も、年会費振り込み更新手続きをお願いします。

みずほ銀行 鶴ヶ峰支店 普通預金 1087639

口座名 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会

（略称カナ：カホキョウ）

（会計担当 和田朝美・保険担当 後藤亜希子）



◆家庭的保育全国連絡協議会専用「団体保険制度」加入・更新について

★同封の「団体保険」加入・更新のご案内（青色の用紙）を必ずお読みください！

★更新の方の保険書類は、保険会社より2月中旬に届きます。

★保険更新手続きは、必ず会費振り込み後に内容を確認して、行ってください。

★最終締め切りは、3月10日（火）です。



（後藤亜希子・西村理恵子）



☆☆「会員交流会」及び「いっしょにあそぼ！」開催地区募集☆☆

ぜひあなたの地区でも開催してみませんか！！

① 会員交流会

◆ 2025 年度会員交流会は2月15日（日）熊本県菊陽町で開催します。



こどものつぶやき



鹿の悲しげな鳴き声を聞いて…

2歳児「ママがいなくて、泣いているのかなぁ」

散歩途中の川にカワセミがいて、見ていると川の岩から岩へと移動している姿を見て…

2歳児「ママを探しているのかなぁ」

ママが大好きな2歳児です。

お菓子の空袋にレゴブロックを入れて、お店屋さんごっこをしている時に…

保育士がレジ打ちを真似て「チーン」と言ったら、0歳児が鼻をかむ真似をしていました。

鼻を拭うときに「ち～んしようね」と言っているからですね。可愛いですね。

私たちは、日常で子どもたちの様々な「つぶやき」に出会っています。子どもは、感受性豊かな心で物事を見て表現してくれます。「思い」「願い」に寄り添いながら共感したいですね。引きつづき募集していますので、皆様の保育室のかわいいつぶやきをお寄せください。楽しさをシェアしませんか？

Eメール info@familyhoiku.org FAX 044-573-2573 までお寄せください。お待ちしております。

◆会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール（2025年10月～2026年1月）

- ・ 10/21 「いっしょにあそぼ!」河津町の開催案内
- ・ 10/24 こども家庭庁講演会の開催案内
- ・ 11/03 こども家庭庁講演会の開催案内
- ・ 11/18 〈録画配信〉こども家庭庁講演会の開催案内
- ・ 11/21 「こども性暴力防止法に関するアンケート調査」協力をお願い
- ・ 11/21 会員交流会の開催案内
- ・ 12/01 会員交流会の開催案内
- ・ 1/09 新情報連絡会の開催案内



☆情報配信の登録は、件名に情報配信登録、本文に①～④を入力しメールで送信してください。

（送信先 info@familyhoiku.org）

①会員番号 ②登録したいメールアドレス（パソコン、携帯のいずれでも可。複数登録希望の方は両方記載してください。） ③氏名 ④自治体名

※ご不明な点は info@familyhoiku.org までお問い合わせください。

（山岸加奈子）



・・・編集後記・・・

★会員交流会 in 熊本県菊陽町の開催が近づいてきました。オンラインの活用は移動時間や場所の制約がなくメリットも多くありますが、対面開催での新しい出会いや体験、温かいつながりを思うと心が弾みます。2026年度は北海道蘭越町を計画しています。皆さまぜひご参加ください。お楽しみに！

★新年になり、各地で地震が発生しています。保育中の避難は訓練とは違う緊張感が走り、備えの重要性を実感しました。

★53号発行にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。（山岸加奈子・林茂美・長田京子）